

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第3区分  
 【発行日】平成19年12月20日(2007.12.20)

【公開番号】特開2006-135545(P2006-135545A)  
 【公開日】平成18年5月25日(2006.5.25)  
 【年通号数】公開・登録公報2006-020  
 【出願番号】特願2004-321126(P2004-321126)  
 【国際特許分類】

**H 0 4 L 7/04 (2006.01)**

**H 0 4 L 25/40 (2006.01)**

【F I】

H 0 4 L 7/04 B

H 0 4 L 25/40 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月5日(2007.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クロック信号及びデータ信号を供給するマスタ装置と、該マスタ装置にデータ信号を供給するスレーブ装置とを含み、前記マスタ装置と前記スレーブ装置とが前記クロック信号に同期してシリアル通信を行うシリアル通信システムであって、

前記マスタ装置は、前記クロック信号及び前記データ信号の一方のレベルを変化させて通信の開始を通知する開始通知手段を有し、

前記スレーブ装置は、前記一方の信号のレベルの変化を検出して、通信の開始を判断する同期手段を有することを特徴とするシリアル通信システム。

【請求項2】

前記同期手段には、前記マスタ装置からの前記データ信号が分岐されて入力されており、前記同期手段は、当該データ信号のレベルの変化を検出して、通信の開始を判断することを特徴とする請求項1に記載のシリアル通信システム。

【請求項3】

前記同期手段には、前記マスタ装置からの前記クロック信号が分岐されて入力されており、前記同期手段は、当該クロック信号のレベルの変化を検出して、通信の開始を判断することを特徴とする請求項1に記載のシリアル通信システム。

【請求項4】

前記スレーブ装置は、前記マスタ装置へ供給する前記データ信号のレベルの変化で通信可能な状態であるか否かを通知する状態通知手段を有し、

前記マスタ装置は、前記スレーブ装置から供給される前記データ信号のレベルの変化を検出して前記スレーブ装置が通信可能な状態であるか否かを判定する通信状態判定手段を有することを特徴とする請求項2又は3に記載のシリアル通信システム。

【請求項5】

前記マスタ装置が画像形成装置であり、前記スレーブ装置が前記画像形成装置にオプションとして接続される外部装置であることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載のシリアル通信システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記の目的を達成する本発明の一態様としてのシリアル通信システムは、クロック信号及びデータ信号を供給するマスタ装置と、該マスタ装置にデータ信号を供給するスレーブ装置とを含み、前記マスタ装置と前記スレーブ装置とが前記クロック信号に同期してシリアル通信を行うシリアル通信システムであって、

前記マスタ装置は、前記クロック信号及び前記データ信号の一方のレベルを変化させて通信の開始を通知する開始通知手段を有し、

前記スレーブ装置は、前記一方の信号のレベルの変化を検出して、通信の開始を判断する同期手段を有する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】